

第4章 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）と成年後見制度

1. 日常生活自立支援事業の概要

- 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方々に対して、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどの援助を行うことにより、地域での自立した生活を支援することを目的としている。
- 実施主体は都道府県社会福祉協議会および政令指定都市社会福祉協議会。但し、事業の一部を市町村社会福祉協議会等（以下「実施機関」という。）に委託できる。大阪府では、府内41市町村の社会福祉協議会に委託している。
- 利用対象者は、判断能力が不十分であること、契約の内容について判断し得る能力を有していること、の2点に該当する必要がある。
- ただし判断能力が不十分な者は、認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳を有する者に限定されない。また、居宅において生活している者に限られるものではない。
- 契約内容について判断し得る能力を有していないと判断される者であっても、成年後見制度による成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人と実施主体の間で福祉サービス利用援助事業の契約を締結することができる。とされている。
- サービスの実施は、情報提供、助言、手続きの同行又は代行を原則としている。代理権については、利用者から授与された代理権の範囲内に限定されている。
- 利用者がサービスの利用料を負担するが、生活保護受給者は免除されている。
- 事業の信頼性を高める仕組みとして契約締結審査会（本事業の契約締結能力に疑義がある場合など、専門的な見地から審査を行うとともに援助の必要性や利用者を援助する際の留意点などの助言を行う）と運営適正化委員会運営監視小委員会（本事業の充実や透明性、公平性を担保するために事業運営全般を監視するとともに苦情の解決を図る）の両会議が構成されている。

■日常生活自立支援事業実施要綱【大阪府社会福祉協議会】

第1条（目的）

（省略）

第2条（事業の趣旨）

この事業は、利用者との契約に基づき、認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とする。

第3条（事業の対象者）

この事業の対象者は、大阪府内に居住する判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であって、この事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者とする。

（略）

第4条（援助の内容）

1 この事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- （1）福祉サービスの利用に関する援助
- （2）福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- （3）住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- （4）（1）、（2）又は（3）に伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- （5）通帳、証書類等の保管に関する援助（書類等の預かり）
- （6）定期的な訪問による生活変化の察知

2 1に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によるものとし、法律行為にかかわる事務に関し、この事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合（金融機関への代理人届による場合を除く。）には、必要に応じ、甲の設置する契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応するものとする。

（以下略）

2. 成年後見制度への移行の契機

- 日常生活自立支援事業は上述のとおり福祉サービスの利用援助を目的とした生活支援のための身近なサービスである。したがって、利用契約者の日常的な範囲でのサービス提供が想定されており、その範囲を超えた支援は困難である。日常生活自立支援事業においては制度的な限界があり、次のような場合には成年後見制度への移行、または併用が必要となる。

- ① 契約で定めることのできる代理権の範囲は日常生活の維持に必要な金融機関での入出金と在宅福祉サービスの契約に限定されている。そのため、以下の2点に留意すべきである。
 - ・高額な財産の管理、不動産や有価証券の売買など日常的な金銭管理を超えた支援(法律行為)が必要になった場合。
 - ・居所の変更が必要となる施設入所等の代理による契約が必要になった場合。
 - ② 日常生活自立支援事業には取消権がないため、消費契約上のトラブルの解決のため取消権の行使が予測される場合。
 - ③ 親族や知人らによる財産侵害など虐待の被害があり、明確な財産保全の必要性が高くなった場合。
 - ④ 契約者の判断能力の低下がただちに日常生活自立支援事業の終了とはならないが、この事業による支援だけでは生活の継続が困難となった場合。また、身上監護に関連して、将来にわたっての支援のキーパーソンが必要とされる場合。
- 日常生活自立支援事業の利用契約者では市町村長申立てとなる公算が高いため、成年後見制度への移行・併用を検討するにあたっては市町村との実際的な連携が不可欠である。

3. 成年後見人等との契約

- 法定代理人である成年後見人との間で利用契約の締結が可能である。これまで日常生活自立支援事業の利用経験がなかった場合でも、事業の既契約者が成年後見制度を利用するに至った場合でも可能である。
- 成年後見人は、意思尊重義務と身上配慮義務にしたがって成年被後見人の生活、療養看護、財産管理の事務を行う。具体的な介護など事実行為は含まれないとはいえ、日常生活自立支援事業の役割と重複している。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業を併用することで、制度的に互いに補完し、支援を重層化できる場合もある。一方、安易な併用は成年後見人が行うべき成年被後見人の心身や生活状況への配慮を希薄にし、両制度の本旨からそれる危険性がある。両制度の併用にあたっては、個々の事例について具体的な検討を加え、役割分担を明確にする作業が必要である。
- 保佐人や補助人では、代理権の範囲はそれぞれの審判内容によって異なっている。福祉サービスの利用に関する代理権を持つ保佐人、補助人であれば事業契約は可能であるが、それを持たない保佐人、補助人との契約はできない。代理権の範囲の確認が必要となる。

- 保佐人、補助人に福祉サービスの利用に関する代理権がある場合であっても、本人（被保佐人、被補助人）に契約能力がある場合には、本人との契約が可能である。
- 任意後見人（家庭裁判所により任意後見監督人が選任されたことにより、任意後見契約の効果が生じた後における任意後見契約の受任者）との契約においても、その代理権の範囲を確認したうえで、福祉サービスの利用に関する代理権をもつ任意後見人と契約する。
- ただし、任意後見契約の効果が生じた後であっても、本人に契約締結能力がある場合には、本人と直接利用についての契約を締結することが可能である。
- 成年後見人等との契約においては、本人意思の確認と尊重を基本として、本人の生活ニーズにあわせて、個別の事例ごとに両制度の役割分担に検討を加える必要がある。